

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市弥栄町	大斉集落	令和3年10月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.4ha
■世帯数:47戸(うち農家世帯数:19戸) ■高齢化率:38.0% ■中心経営体 【認農法】 ・A(取組作目:水稲、大豆、施設野菜、露地野菜 取組面積:1.7ha) 【法人】 ・C(取組作目:水稲、大豆 取組面積:1.2ha) ・B(取組作目:水稲 取組面積:0.4ha) 【個人】 ・E(取組作目:大豆、露地野菜 取組面積:0.8ha) ■作業受託 ○G ・ドローン防除(R3実績面積:全体103.0ha、うち6.2ha) ○F ・共同防除(現在は組合での活動なし) ■集落内圃場整備予定農地 ・面積:9.4ha 筆数:63筆	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

(1)担い手について ・生産組合は後継者対策が十分ではない。個人農家だけでなく生産組合も高齢化が進んでおり、これまで行ってきた集落営農の体制のみでは農地管理が困難である。 (2)獣被害について ・個々で電柵を設置するなどの対策は行っているが、大斉集落全体的にイノシシによる被害が多発している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心経営体へ集約する考え方 ■C ・管理している農地を維持し、集落内で管理が困難となった農地については集積を検討する。 ■B ・管理している農地を維持し、集落内で管理が困難となった農地については集積を検討する。 ■A ・管理している農地を維持し、集落内で管理が困難となった農地については集積を検討する。 ■E ・認定農業者になることを検討しており、今後、集落内において核となる経営体である。野菜生産における規模拡大を見据えて、集落内農地の集積を行う。 ■F ・防除作業をGに委託したため、現在組合としての活動は行っていない。今後の活動方針について話し合いを行う。 ■D ・町内農事組合法人が合併後、町内全体の担い手として位置づけ、圃場整備農地を集約する。 ・農地管理は合併法人のみでなく、集落が協力する体制づくりを行う。
(2)地区の役割 ・中心経営体に位置付けた農業者に対して、将来的に農地の集約ができるように農地管理を持続する。 ・高齢化などにより管理が困難となった農地が発生したときは、中心経営体を含めた集落内の誰かが利用権設定をするなど、まずは集落単位で農地を守っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	有機栽培	1.7 ha	有機栽培	1.7 ha	大斉集落ほか
法人	B	水稲	0.4 ha	水稲	0.4 ha	大斉集落 野坂集落
法人	C	水稲、大豆	1.2 ha	-	- ha	大斉集落ほか
法人	D	水稲ほか	0 ha	水稲ほか	9.4 ha	町内全体
	E	大豆、露地野菜	0.8 ha	大豆、露地野菜	0.8 ha	大斉集落
	F	共同防除	0 ha	共同防除	0 ha	大斉集落
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	6人		4.1 ha		12.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■ 圃場整備への取組について</p> <p>【事業名:農地中間管理機構関連農地整備事業(令和6年度～令和11年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農から「地域営農」へ転換していくための取組。次世代のための整備であることから、担い手(耕作者)が営農しやすい整備を行う。 ・品目に合った整備(区画・排水対策)、管理の省力化(水路のパイプライン化・畦畔の芝生化)を行う。
<p>■ 草刈り対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人で管理できる農地は個人で管理するが、今後管理が困難となる農地は、共同で草刈りを実施するなどの体制づくりを行う。 ・草刈作業は農作業の中でも重労働であり、今後草刈ができないことで離農されるケースも想定される。そのため、町内にある除草ロボットや草刈隊を活用するなど、作業の省力化を図る。
<p>■ 水路管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場整備事業の活用により水路のパイプライン化を行い、水路管理の省力化を図る。また、パイプライン化して埋設することにより、草刈作業の簡素化を図る。 ・水路への土石流入が多発するため、泥上げ等の基礎的な管理は集落で行う。
<p>■ 中山間直接支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄町内23協定を3協定に広域化しており、超急傾斜加算・集落機能強化加算を活用して、弥栄町全体に関わる作業省力化等の取組を行う。 ・取組内容 地域ブランド米の推進、草刈隊の推進、先進地視察 等
<p>■ 多面的機能支払制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄町内全域を対象とした広域活動組織を設立し、水路の補修や泥上げ等の農業用施設の維持管理を行う。 ・また、土木経験者を中心とした「作業班」を設置し、可能な作業は地域で行う。

大斉集落

